

新潟県条例第47号

新潟県建築基準条例の一部を改正する条例

新潟県建築基準条例（昭和47年新潟県条例第13号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前								
<p>第30条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村（法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村（以下「特定市町村」という。）を除く。）が処理することとする。</p> <p>(1)～(55) (略)</p> <p>(55)の2 政令<u>第137条の12第11項又は第12項</u>の規定による認定の申請に係る書類の受理及び県への送付</p> <p>(55)の3～(57) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第30条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村（法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村（以下「特定市町村」という。）を除く。）が処理することとする。</p> <p>(1)～(55) (略)</p> <p>(55)の2 政令<u>第137条の12第6項又は第7項</u>の規定による認定の申請に係る書類の受理及び県への送付</p> <p>(55)の3～(57) (略)</p> <p>2 (略)</p>								
<p>別表 (第28条関係)</p> <table border="1"><thead><tr><th>手数料を納めなければ ならない者</th><th>手 数 料 の 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1～39の3 (略) 39の4 政令<u>第137条</u> の<u>12第11項</u>の規定に より大規模の修繕若し くは大規模の模様替 の認定の申請をし ようとする者又は<u>同 条第12項</u>の規定によ り大規模の修繕若し くは大規模の模様替 の認定の申請をし ようとする者 39の5・40 (略)</td><td>(略) (略)</td></tr></tbody></table>	手数料を納めなければ ならない者	手 数 料 の 額	1～39の3 (略) 39の4 政令 <u>第137条</u> の <u>12第11項</u> の規定に より大規模の修繕若し くは大規模の模様替 の認定の申請をし ようとする者又は <u>同 条第12項</u> の規定によ り大規模の修繕若し くは大規模の模様替 の認定の申請をし ようとする者 39の5・40 (略)	(略) (略)	<p>別表 (第28条関係)</p> <table border="1"><thead><tr><th>手数料を納めなければ ならない者</th><th>手 数 料 の 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1～39の3 (略) 39の4 政令<u>第137条</u> の<u>12第6項</u>の規定に より大規模の修繕若し くは大規模の模様替 の認定の申請をし ようとする者又は<u>同 条第7項</u>の規定によ り大規模の修繕若し くは大規模の模様替 の認定の申請をし ようとする者 39の5・40 (略)</td><td>(略) (略)</td></tr></tbody></table>	手数料を納めなければ ならない者	手 数 料 の 額	1～39の3 (略) 39の4 政令 <u>第137条</u> の <u>12第6項</u> の規定に より大規模の修繕若し くは大規模の模様替 の認定の申請をし ようとする者又は <u>同 条第7項</u> の規定によ り大規模の修繕若し くは大規模の模様替 の認定の申請をし ようとする者 39の5・40 (略)	(略) (略)
手数料を納めなければ ならない者	手 数 料 の 額								
1～39の3 (略) 39の4 政令 <u>第137条</u> の <u>12第11項</u> の規定に より大規模の修繕若し くは大規模の模様替 の認定の申請をし ようとする者又は <u>同 条第12項</u> の規定によ り大規模の修繕若し くは大規模の模様替 の認定の申請をし ようとする者 39の5・40 (略)	(略) (略)								
手数料を納めなければ ならない者	手 数 料 の 額								
1～39の3 (略) 39の4 政令 <u>第137条</u> の <u>12第6項</u> の規定に より大規模の修繕若し くは大規模の模様替 の認定の申請をし ようとする者又は <u>同 条第7項</u> の規定によ り大規模の修繕若し くは大規模の模様替 の認定の申請をし ようとする者 39の5・40 (略)	(略) (略)								

附 則

この条例は、公布の日から施行する。